

資料2 福岡空港における民間委託の
課題と対応について

福岡空港における民間委託の課題と対応について

福岡空港は、建設の歴史的背景や市街地に立地していることから他空港とは異なる個別事情があり、特に配慮を要することに留意する必要がある。また、空港は、地域の振興にとって極めて重要な公共交通基盤であることから、安全確保に万全を期すことはもちろん、地域の振興、発展への貢献など様々な視点から考える必要がある。

1 安全性の確保について

管制は引き続き国において実施されるが、空港は、地域の発展を支える重要な公共交通基盤であることから、安全性の確保には万全を期すべきである。

⇒ 民活空港運営法上、空港運営の安全性確保のため運営権者に空港保安管理規程の策定、届け出が義務付けられ、国の監督措置が規定されているとおり、安全性の確保は、空港運営において絶対条件且つ最優先事項であり、国としてしっかり指導、監督する必要があるのではないか。

2 借地料について

福岡空港は、歴史的な経緯から、空港用地に私有地を含んでいるが、これに係る対応や経費については、安定的な空港運用にも関わる事項であり、空港の設置管理者として国が責任を持って対応する必要がある。

⇒ 民間委託は、土地、滑走路等の基本施設は国が保有するスキームとされ、民間委託を行う場合でも、国と地主との関係は変わらないとされている。借地の安定的な使用を確保するためにも、運営権者に支払わせるのではなく、国が支払うことを前提とすべきではないか。

3 環境対策について（別添1）

福岡空港は、航空機騒音の障害に対する環境対策に加え、生活環境改善に資する計画的な整備を促進する必要がある空港であり、空港周辺住民の理解のもと運営が行われていることを踏まえ、環境対策が後退、停滞するようなことがあってはならない。

⇒ 環境対策については、国が責任を持って対応、実施することが必要ではないか。

⇒ 仮に環境対策を運営権者の事業としようとする場合には、国は、これまで同様、周辺住民と向き合い、運営権者を指導監督するとともに、福岡空港の設置管理者且つ空港運営の委託者としての責任を負うことが必要ではないか。また、

これまで移転補償事業等を実施してきた空港周辺整備機構については、将来的に運営権者に事業統合されるとしても、経過措置として当面の間、同機構を維持し、事業継続すべきではないか。

⇒ また、空港環境整備協会が行っている、空港と地域との共生に係る事業等（航空機騒音測定機器の助成、公共施設のバリアフリー化の助成等）についても実施されるよう、国として責任を持って対応すべきではないか。

4 福岡県の空港の将来構想の実現に係る協力について

運営権者が利益を優先し、地域の考える路線誘致や路線の選択等に協力しないのではないかと。同様の理由で、福岡空港の発着枠を超える就航希望航空会社に対する北九州空港への路線誘導等に協力しないのではないかと。

⇒ 路線の誘致や展開について、運営権者が自治体と協議し、地域の方針に協力することを義務付ける必要があるのではないかと。

5 地域の情報発信や物販等地域の振興に係る協力について

運営権者によっては、地域との関係を軽視し、空港運営に県民の意向が反映されない恐れがあるのではないかと。

⇒ 民間委託の大前提として、運営権者が、地域の振興に協力することを位置付ける必要があるのではないかと。

6 必要な投資の確保、適切な空港利用料金の設定について

運営権者が利益最優先の運営を行うのではないかと、結果として、地域に協力しない、安易に利用料の値上げを行う、利便性向上の投資のみならず、施設の安全管理に万全を期すための投資もなされない等の事態が発生するのではないかと。

⇒ 利用者の受益の増加範囲を超え、利益優先で利用料金の値上げを行うことがないよう国として監視、指導すべきではないかと。

⇒ 外資に限らず、利益最優先の運営が行われないよう国としてコントロールすべきではないかと。

⇒ 運営権者に空港経営の自由度を与えつつ、地域の振興・発展に寄与する空港施設への投資が適切に実施されるよう、また、施設の安全管理に万全を期すための投資が停滞することがないよう、主な投資計画や中期的な投資計画などについて、国において点検、監視し、指導すべきではないかと。

7 安定した空港運営の確保について

空港は、地域の発展を支える重要な公共交通基盤であることから、経営環境の変化等により安定的な空港運営の維持が困難となり、その運営が中断すること、維持管理がおろそかになること、利用者利便を損なうことはあってはならないのではないかと。

⇒ 運営権者の空港運営、財務状況を適切に監視、指導するとともに、空港運営に支障が生じる場合には、国が適切に関与する仕組みが必要ではないかと。

⇒ 日常の空港の維持管理等のメンテナンスについては、確実に実施されるよう、国として指導、監督すべき。

8 官民の適切な役割分担、リスク分担の明確化について

国と運営権者との間の役割分担やリスク分担を明確にしておかないと空港機能が停滞し、運営に支障が生じる可能性があり、結果として地域が不利益をこうむることになるのではないかと。

⇒ 国と運営権者の間で役割分担、リスク分担を明確にし、地域に影響がないようにすべきではないかと。

9 大規模災害時や有事における対応について

空港は、災害時における拠点的機能も有する施設であり、有事における活動拠点として積極的に協力する必要があるのではないかと。

⇒ 災害時等における運営権者の協力を義務付ける必要があるのではないかと。

10 実施中の事業に係る対応について

仮に民間委託となった場合には、国の平行誘導路二重化事業に合わせて、福岡空港ビルディング（株）が実施している国内線旅客ターミナルビル再整備事業に影響があるのではないかと。

⇒ 事業に影響が生じないように、関係者間の協議を通じて、配慮すべきではないかと。

福岡空港周辺対策事業〔空港周辺対策事業全般の事業概要〕

S47.4 特定飛行場に指定 …… 航空機の離着陸の頻繁な実施により生ずる騒音等による障害が著しい空港
〔法第2条〕

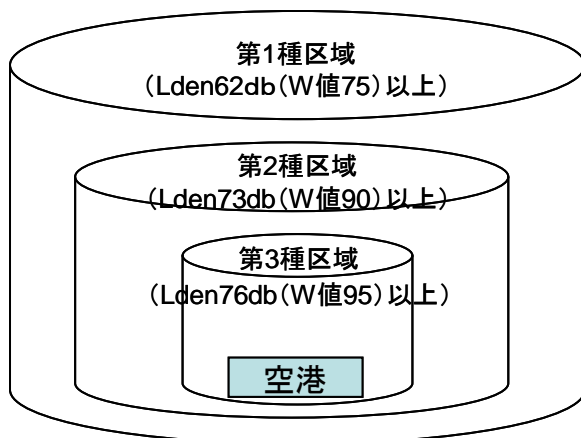
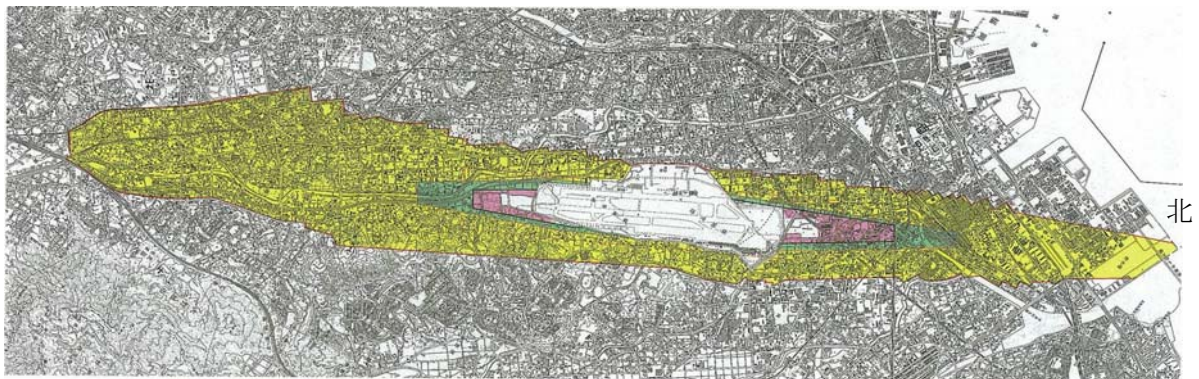
法:「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(航空機騒音防止法)」

S51.6 周辺整備空港に指定 …… 第1種区域が市街化されているため、新たに航空機の騒音による障害が発生
〔法第9条の3第1項〕 …… することを防止し、航空機の騒音により生ずる障害を軽減し、生活環境の改善に資するための計画的な整備を促進する必要があると認められるもの



S51.6 福岡空港周辺整備計画策定 …… 法に基づき、空港周辺の土地利用を中心とした長期的かつ
※都道府県知事策定 …… 総合的な空港周辺整備の基本的な計画として定めたもの
〔法第9条の3第2項〕 …… 整備の基本方針、基本計画、実施計画、実施主体に言及

○福岡空港騒音対策区域



〔 ※W 値=加重等価平均感覚騒音レベル(WECPNL)
Lden=時間帯補正等価騒音レベル
(H25.4よりW 値からLdenに改正) 〕

国が行う施策

- ◆概ねLden57 デシベル(W 値 70) 以上の区域
 - ・学校等の騒音防止工事の助成
 - ・共同利用施設の助成
- ◆第1種区域内(Lden62 デシベル(W 値 75) 以上)
 - ・住宅の騒音防音工事の助成
 - ・生活保護等世帯空気調和機器稼働費補助
- ◆第2種区域内(Lden73 デシベル(W 値 90) 以上)
 - ・移転補償等事業
 - ・空港周辺環境基盤施設整備事業補助
- ◆第3種区域内(Lden76 デシベル(W 値 95) 以上)
 - ・緩衝緑地帯等整備事業

空港周辺整備機構の固有事業

- ◆第1種区域内(Lden62 デシベル(W 値 75) 以上)
 - ・再開発整備事業

○福岡空港における騒音対策事業の概要

	事業名	事業主体	事業概要
(概ねLden57 db以上)	学校等の騒音防止工事の助成	国	地方公共団体等が教育施設・医療施設等の防音工事または防音工事補助で設置した空気調和機器の更新工事を行う場合の補助。
	共同利用施設の助成	国	地方公共団体が共同利用施設(集会所・図書館等)の整備または施設整備補助で設置した空気調和機器の更新工事を行う場合の補助。
第1種区域 (Lden62db以上)	住宅の騒音防止工事の助成	空港周辺整備機構 (国が機構に補助)	第1種区域に当該指定の際、現に所在する住宅の所有者が住宅の防音工事または防音工事補助で設置した空気調和機器の更新工事を行う場合の補助。 告示日後の矛盾に該当する住宅の防音工事または告示日後防音工事補助で設置した空気調和機器の更新工事を行う場合の補助。
	生活保護等世帯空気調和機器稼働費補助	国	生活保護世帯に対する住宅防音工事により設置された空気調和機器の稼働費の補助。
第2種区域 (Lden73db以上)	移転補償等事業	空港周辺整備機構 (国が機構に委託)	第2種区域に当該指定の際、現に所在する建物等の所有者が該当建物等を第2種区域以外の地域に移転し、または除去する場合の損失の補償。 ※買入れ対象土地(第2種区域)宅地、(第3種区域)全ての土地。
	空港周辺環境基盤施設整備事業補助	国	地方自治体等が周辺環境基盤施設(公園等)の整備を行う場合の補助。
	再開発整備事業	空港周辺整備機構	移転補償等事業により国が取得した移転補償跡地を空港周辺整備機構が有償で借り受け、これに空港周辺整備機構が騒音斉合施設を整備し、賃借人に貸付を行う。
第3種区域 (Lden76db以上)	緩衝緑地帯等整備事業	空港周辺整備機構 (国が機構に委託)	第3種区域内に所在する土地で移転補償等事業により買入れた土地等を緑地帯その他の緩衝地帯として整備。
-	空港環境整備協会事業	空港環境整備協会	国の環境対策事業を補完し、空港を地域住民に受け入れてもらい円滑に運用するため、地元地方公共団体からの要望に応じて、空港駐車場経営での収益により空港周辺環境対策事業及び空港・地域共生対策事業を実施。

※国土交通省航空局資料より作成

○福岡空港の騒音対策事業予算（国費）の推移

